

普通預金

平成25年 1月 1日現在

商品名	普通預金
販売対象	・法人、個人
期間	・期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預け入れできます。 ・ 1円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 随時払戻しできます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位100円とした1年を365日とする日割計算
税金	・ 個人のお客様は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ・ 法人のお客様は、総合課税となります。
手数料	・ キャッシュカードによる払戻しにあたっては、当金庫所定の手数料を徴求します。（詳しくは「主な手数料一覧」をご覧ください。）
付加できる特約事項	・ 「総合口座の取扱」…個人のお客様は定期預金（自動継続扱いのもの）および定期積金を担保として、その預金の90%（最高500万円）まで融資を受けることが出来ます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、担保定期積金の約定利回りに1.0%上乗せした利率） ・ マル優の対象商品です。
中途解約時の取扱い	_____
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置・紛争解決措置の概要については、別紙「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。
その他参考となる事項	・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・ 預金保険制度の付保対象預金であり、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）

預-1

広告等承認24-33号